

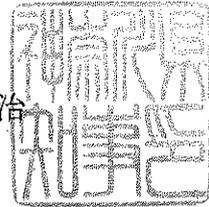
写

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見

国土交通省関東地方整備局長 泊 宏及び横浜市長 林 文子から送付がありました横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価法第10条第5項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

平成30年2月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治



対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、事業者である国土交通省関東地方整備局及び横浜市から、平成29年10月20日に送付のあった環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

2 事業者

国土交通省関東地方整備局
横浜市

3 事業の目的

国際コンテナ戦略港湾として、基幹航路を始めとするコンテナ船の大型化や貨物量の増加に対応するため、大水深・高規格コンテナターミナルと高度な流通加工機能を有するロジスティクス施設¹を一体的に配置した新たな臨海部物流拠点を形成する。

1 コンテナターミナルと一体となって機能する物流拠点施設のこと。港で陸揚げされたコンテナを内陸の物流拠点まで輸送するのではなく、コンテナターミナルの近接地でコンテナからの貨物の取り出しや流通加工等を行う施設。

4 事業の内容

本事業は、埋立用材として建設発生土、浚渫土砂等を使用し公有水面の埋立てを行うものである。埋立区域の面積は約140ヘクタールであり、工事期間をおおむね20年程度とし護岸等の構造をセル式²及びケーソン式³と想定している。

2 鋼板でできた円筒形の外殻を海底の地盤に打ち込み、殻の中に土砂などを投入し、護岸を形成するもの。

3 基礎となる石の上にコンクリート製や鋼製の箱を置き、箱の中に土砂などを投入し、護岸を形成するもの。

5 事業実施区域

事業実施区域は、横浜市中区本牧ふ頭地先海域の約140ヘクタールの範囲である。

6 事業実施区域及びその周辺の環境

事業実施区域は横浜港港湾区域内に位置し、近傍には本牧ふ頭、大黒ふ頭及び現在埋立工事中の南本牧ふ頭が存在する。また、事業実施区域の北側に

は大黒ふ頭との間に航行密度が高い横浜航路が設けられている。横浜港は国際的な貿易港湾として商業港、工業港の機能を有し、海域は物流を中心とした港湾関連活動のほか水上交通や海洋性レクリエーションなど多様な利用が図られている。

事業実施区域に隣接する陸域である本牧ふ頭は埋立地であり、周辺の海岸線の大部分が護岸、岸壁等の人工的なものとなっている。都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく臨港地区に指定され、けい留施設やクレーンなどの荷揚げ施設が設けられているほか、横浜港シンボルトワーや本牧海づり施設など一般に利用される施設もある。

審査経緯について

1 審査会の審議について

法第10条第5項に基づき方法書について知事の意見を述べるに当たり、平成29年11月6日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、以降3回にわたり審議が行われ、平成30年1月31日に答申があった。

答申では、事業計画や工事計画について必要十分な情報を示すこと、潮流シミュレーションを行った上で、設定した条件を具体的に示し結果の妥当性を説明することなどについての指摘があった。

2 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見について

法第8条第1項に基づき、事業者に、事業計画、地域概況、景観等に関する1通の意見書が提出され、この意見の概要が、平成29年12月7日に知事に送付された。

3 関係市長意見について

環境影響を受ける範囲と認められる地域が、一の政令で定める市の区域に限られ、法第10条第4項により当該地域を管轄する横浜市長が事業者に対し直接意見を述べることから、関係市長の意見は求めている。

意見

この方法書に対して、条例第37条第2項に基づき環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を考慮するとともに審査会の答申を踏まえ、法第10条第5項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

事業計画や工事計画については、今後、更に詳細な検討を行うとしており、方法書段階では詳細が明らかになっていないが、埋立区域の面積の規模が大きく工事期間が長期にわたることなどを踏まえて、必要十分な情報を示す必要がある。

また、事業実施に伴う海域の流況の変化が水質等に影響を与えることから、更に詳細な潮流シミュレーションを行い、設定した条件等を具体的に示すとともに、結果の妥当性を説明する必要がある。

以上のことから、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 方法書では、港湾施設の規模、交通アクセスなどの事業計画及び工事スケジュールを含めた工事計画の詳細が明らかになっていないことから、準備書において必要十分な情報を記載し、調査、予測及び評価の妥当性を示すこと。

その上で、埋立区域の面積が約 140 ヘクタールと規模が大きいこと、工事期間が約 20 年と長期にわたりその間に環境の状況の変化なども想定されること、緑地など自然との触れ合いの場に対し地域住民が関心を持っていることなどから、緑地を含む埋立区域の土地利用計画、国際コンテナ戦略港湾として整備する港湾施設や交通アクセスを含む事業計画、工事中を含む環境のモニタリングの状況などについて、今後の事業進捗に応じて、法令に定める手続に限らず、適時適切な情報開示や情報交流を積極的に行うよう努められたい。

(2) 公有水面を埋立てた後の海域の流況が水環境を変化させ、水質、水底の底質及び海生動植物に影響を与えることから、水質等の予測に当たっては、手法、時期、範囲等を適切に設定した上で潮流シミュレーションを行う必要がある。また、準備書においては設定した条件等を具体的に示すとともに、潮流シミュレーション結果及び流況の変化から求めた環境影響を受ける範囲の妥当性について、分かりやすく丁寧に説明すること。